

令和 2 年

亀山市教育委員会第 1 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第1回臨時会会議録

1. 日 時

令和2年2月7日（金） 午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	太 田 淳 子
2番委員	若 林 喜美代
3番委員	大 萱 宗 靖
4番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
生涯学習課社会教育グループリーダー（以下生社GLという）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

4番委員（宮村由久委員）

1番委員（太田淳子委員）

7. 議事

教育長 議案第3号「令和2年度教育行政一般方針について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第3号「令和2年度教育行政一般方針について」であります。令和2年3月亀山市議会定例会に提出する令和2年度教育行政一般方針を別紙のとおり策定することについて、委員会の議決を求めるものであります。事務局が朗読します。

（令和2年度教育行政一般方針事務局朗読）

教育長 何かご意見、ご質問はありますか。

若林委員 3ページ目の、給食会計の公会計化を実施する部分です。具体的にどのように教職員の業務負担が軽減されるのか教えてほしい。その下の部分の注文締切日について1週間前から3営業日前に短縮するとなっているが、3営業日前というのは表現としてどうなのか。4ページの真ん中の英語の部分で、外部試験を導入するとあるが、どのようなものを導入しようとしているのか。またそれは公費なのか保護者負担なのか教えてほしい。あと、5ページ下の医療的ケアを必要としている子どもが増加しているということでガイドラインができるとのことだが、どの程度増えてきているのか。

総務課長 公会計化についてです。具体的にどのように軽減されるかですが、給食費の引き落としに関して現在は県のシステムを使用しているところですが、それについては、誰の分がいくらであるという引き落としデータを教職員が作って依頼し引き落とし方法でしたが、それを全部、市の方で行うこととなります。徴収の対応、督促催告していく業務も市の方へ引き継ぐこととなります。食材の発注につきましては、現在、栄養教諭や給食調理員が行っている部分もありますが、それも基本的には市の方で発注していくこととなります。この辺りの負担が軽減されることとなります。さらに、デリバリー給食の締め切り日の短縮の件ですが、1週間前となっているのは、現在、土日を含めて1週間前となっています。短縮するにあたっては、土日を含まず委託業者の営業日である平日の3営業日前までが最短ということで調整しているところですが。土日を含まない場合の表現をどうするかですが、正確さを

期するために表現に違和感がありますが3営業日前という言葉を使わせていただきました。

学校課長

英語に関する外部試験ですが、業者の試験も様々なパターンのもがありますが、英語で読む・書くに加え、話す・聞くについてタブレットを用いて、生徒が回答し業者で集約し教員が状況を把握するというものがいくつかあります。民間業者による試験を、来年度中学校2年生、3年生対象に実施することを考えています。その費用につきましては、保護者負担ではなく公費で行います。それから、医療的ケアについてですが、令和元年度においては、小学校で3人、幼稚園で4人、計7人おり、小学校につきましてはそのうち1人は学校における医療的ケアは必要ないとのことで2人の児童に看護師が付いています。未就園児で5人が医療的ケアを必要とする見通しとなっていますので、それも含め、安全に実施できるガイドラインを作成しようとするものです。

教育長

保育園はいないのか。

学校課長

先ほどの人数について訂正します。幼稚園が2人、認定こども園が1人、保育園が1人です。

教育長

ほかに質問はありますか。

大萱委員

給食の公会計化についてだが、先ほど説明があったように、徴収等の業務を全て市が行うということで、業務負担の軽減になると考えています。総務課の方でこのような業務を行っていくことになり大変だと思うが、人材は増となるのか。

総務課長

希望を言えばどうなるか分かりませんが、現在の配属職員の中で業務分担を考えると、そして、給食のグループの方には現在グループリーダーが課長と兼務となっていますので、全体をまとめ、マネジメントをしていく意味を込め単独のグループリーダーの設置を求めながら職務を行っていくと考えています。

大萱委員

時間外労働が学校から教育委員会事務局へ来るということにならないよう何とか対応できるようにお願いします。

宮村委員

公会計化のことで確認させてほしい。先ほどの課長の話で、徴収、食材の発注をしていくとのことだが、2ページの下から2行目に公金化による適切な管理を行うとともにとあるが、これは新年度からのことか。次の行の公会計化を令和3年度から行うからそれに向けて、稼働準備を令和2年度からするということか。

総務課長

公金化による適切な管理を行うのは、公会計化を行う令和3年度からになります。

教育長

「公金化による適切な管理と」にすればよいのではないか。

宮村委員 それと、3営業日前という表現でよいのかどうか。市議会に対しては良いと思うが、生徒に対してはこれでよいのか。土日祝日を除く3日前とするのではいけないのか。少し違和感を持ちました。あと、3ページのスクール・サポート・スタッフのことが記載されているが、新年度の予算要求状況はどのようになっているのか。加えて、学校閉校日の拡大とあるがどのようなことか教えてほしい。

総務課長 3営業日前につきましては、児童、生徒、保護者に配る案内につきまして十分配慮し、表現を検討させていただきます。

学校課長 スクール・サポート・スタッフについてですが、来年度につきましては、市費は今年度と同様3人、部活動指導員も同様に3人です。学校閉校日の拡大についてですが、学校閉校日の期間を伸ばし教員が休むことを目指しています。

教育長 スクール・サポート・スタッフは県費と市費がいると思うのが市費で3人を要望しているのか。

教育部長 スクール・サポート・スタッフにつきましては市費では3人要求しています。

学校課長 県費では5人要望しています。

教育長 拡大し積極的に活用するよう要望をしているということによろしいか。

学校課長 はい。

宮村委員 今年度は何人なのか。

学校課長 市費が3人、県費が1人です。県費の要望を4人増やしているということです

宮村委員 部活動指導員は3人のままか。

学校課長 はい。

太田委員 様々な施策が多くて整理がつかないことがある。4ページだが、学力向上のことがあり新学習指導要領のことがあり、その後に体力向上のことがあり、国が行っていることや保護者に伝えたいことが混ざっていて、言いたいことを保護者向けにまとめて言う方が分かりやすいと思う。4ページの中の学力向上の後に新学習指導要領を記載しなければならない理由があるのか。この部分が教員が取り組まなければならないこと、ここが保護者に取り組んでもらいたいことという整理がつきにくい文章であるという印象であった。4ページの、豊かな心や命の大切さという子どもたちの内面的な部分の記載があり、図書館のことが来ている。5ページにいくと子どもたちの居場所づくりの部分があり、また図書館の記載がある。まとまって子どもたちに訴えたいことや保護者

に言いたいことを記載すると整理しやすいと思った。その下に英語教育の国の施策があり国の新学習指導要領があり同じようなことが来ている。このような構成でないと難しいとも思うが上手くまとまるとよいと思った。どうしてほしいということではないが、少し分かりづらいと思った。

教育長

個別にはありませんか。

太田委員

はい。

教育長

私から3ページの下から7行目、ビジョンが目指す子どもの姿とあるが、「ビジョンが」を削除していただきたい。あと、4ページの真ん中の「授業改善に向けて進めてまいります」とあるが、「授業改善に努めてまいります」にしていきたい。4ページの体力向上の部分で「運動量の確保に努めた」とあるが、「運動量の確保に留意した」にしていきたい。6ページから7ページにかけて、現在の図書館についての記載を入れてほしい。全体的にご指摘の所を修正し、私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

(ほかに質問はなく、議案第3号は可決される。)

教育長

議案第4号「亀山市学校運営協議会委員の解任について(関小学校)」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

議案第4号「亀山市学校運営協議会委員の解任について」です。亀山市立関小学校の学校運営協議会委員について、亀山市学校運営協議会規則第16条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和2年2月7日付けで亀山市学校運営協議会委員を解任することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細については学校教育課長より説明します。

学校課長

(資料に基づき説明)

教育長

何か質問はありますか。

宮村委員

後任はいるのか。

学校課長

1人減で進めていきます。

太田委員

新年度になっても入る予定はないのか。

学校課長

年度が変わった折には、減の部分はどうするかも含めて考えていかなければなりません。

教育長

教育委員会として15人確保しなさいということは言ってないです。規約か要綱は15名以内ととなっていますので15名より少ないのはいいです。

大萱委員 川北さんは老人クラブ連合会の事務局長として選ばれてこの運営協議会に入っているのか、それとも、関小学校にご尽力いただいて川北さんが入っていただき、たまたま事務局長だったのかどちらですか。山田さんは地域の代表となっているがどのような代表なのかおいくつなのか分かりませんが、まちづくり協議会もこの中に入っておらず、若い方が多い気がするがよいのか。

教育長 川北さんがどのような区分で入っていたのか。

学事GL 区分につきましては、記載にあるように地域の住民という区分にはなりますが、関小学校で、地域の住民というのを老人クラブ連合会の方と決めているかどうかについては現時点では分かりかねます。老人クラブの一員として学校の教育活動に関わっていただき、解任後も老人クラブの一員としての関わりは継続されると聞いています。

大萱委員 老人クラブの委嘱している方に協議会の委員になっていただきたいという思いがあるのであれば後任が老人クラブの方からすぐ見つかったのではないかと思います。事務局長はしていただけるので、必要であればそちらの方から入れ替わりでしていただけたのかと思ったので。来年度は1人入っていただくということなのですね。

学事GL 今年度につきましてはこのような時期ですので、すぐに後任の方に入っていただかず14名でという関小学校の思いがあり、来年度につきましては、任期の途中で委員を交代される方もいますので、そこで検討をすると聞いています。

教育長 今後、新年度に向けて、学校運営協議会の委員のことを協議し議決していくことになる。他の学校、新規立ち上げも含め、学校長が推薦することになっているが、推薦経緯や区分を挙げてきたそのままを教育委員会に挙げるという意識は避けて、教育委員会の場で何を聞かれても説明できるように。準備委員会へは教育委員会の委員の方々の思いを伝え、必要な助言を行った上で、教育委員会では、選出理由を言えるようにしていただきたい。

太田委員 老人クラブや市P連等、単年度で入れ替わる方がどれくらいを占めているのか教えていただきたい。半分ぐらいの人が単年度で入れ替わるものだと引き継ぎも出来ないまま終わっていくことになりいかなものかと思う。

教育長 先ほど事務局側が回答した3月末を区切りにメンバーの交代もあり得るのでという解釈で回答したことは、例えば今年度末で退職や異動をする職員が当てはまるという意味だと思うが、これまでも委員の大半は簡単に単年度で入れ替わることはないという認

識を持っていただいていますか。または指導助言にも値すると思う。PTA代表といっても、例えばPTA会長が委員なら、会長でなくなったからといって解任するという性質のものではないと思う。会長でなくなったがPTA代表として入っている例はある。教育委員の方々からもコミュニティ・スクールをよいものにしていこうとする意見を出していただいていると思うので、それを生かして、言いにくいことであっても必要なことは学校へ言ってほしい。単年度で変わるのはいかがなものかという太田委員のご指摘もごもっともだと思う。

学校課長
教育長

分かりました。
ほかに質問はありますか。議決することとしてよろしいか。
(全委員異議なし)
(ほかに質問はなく、議案第4号は可決される。)

8. 協議事項

教育長

協議事項1「亀山市立図書館詳細設計(案)について」説明を
求める。

参事生課長
教育長

資料及び映像に基づき説明。
これは最終案という認識である。教育民生委員会にも最終案として提出することになる。それを経て3月定例会で議決をいただくという流れになる。

参事生課長

議会から意見をいただくことになればその修正が終わり次第、議決をいただくこととなります。

教育長

軽微な変更を教育委員の方々が言っただけなのは今回が最後となります。

太田委員

映像を見て思ったが、3階の階段を上り折り返すところで天井が低い印象を受けたが頭をぶつけることはないのか。

参事生課長

階段につきましては、映像では低い印象でしたが、2メートルを超える高さが確保できると思いますので一般的に頭に当たる心配はないと思います。

宮村委員

映像を見ていて思ったが、階段部分を透明の亚克力にしてすぐ下が床であり、吹き抜け等もあることから女性の方は嫌がないのか。下の方だけスモーク等にする必要があるのではないのか。4階の閲覧スペースは前が透明でその前にカウンターがありそこ

へずっと座る訳で、座る方が嫌な思いをするのではないか。もう1点は、3階の学習スペースについて、予約制の個別学習スペースというのは自分で勉強スペースを1つ確保できるということだが、公共の図書館で予約制にするということで特定の限られた人が確保する場合もある訳で、朝早くから夜まで自分の部屋を確保できるようなものである利用方法はどうか。3点目はOPACとは何か。

参事生課長　　まず、手すりの問題ですが、ご指摘のとおりどこの施設でもこの問題はあります。下の方をスモークにして上を透明にするとか、全体にスモークがかかった状態にする等配慮は行われています。詳細な仕様については配慮しながら詰めていきたいと考えています。個別学習室については、ご懸念のとおりどなたかが専有的にということも考えられます。他館での利用状況は、時間制限を設けていて基本的には3時間で納めてくださいという運用上の縛りを設けて独占状態を作らないように配慮を行っている館が多いと聞いています。いくつかのブロックに分けて、最大でも2つまでしか使用できないようにするとか、連続で予約することはできないようにするといったルールを作っていくことになると思います。あと、OPCAとは検索機のことです。作者等を入れて検索をかける、論調検索を行うための端末です。

大萱委員　　2階の壁面書架の部分だが、南の窓が閉ざされて暗いと感じたのだが、外から見たデザインの関係でこうなっているのか。

参事生課長　　壁面書架を設けていますが、窓はいくつか付けてあります。窓は窓として残し、くり抜いた形にしています。この窓の形にしたのは1つは建物全体として列車の窓をイメージしたものとなります。1階のように全面をガラスにするのではなく一部分を窓にし、デザインの変化を持たせるという中で、壁の真ん中に窓があるタイプとなっています。テラス部分は全面窓になっていますので暗くなるというものではないと考えています。デザインも組み合わせながら書架と一体化させたとご理解いただきたいです。

大萱委員　　電車の車輪をイメージしているとのことでそこには窓がないのではなかったか。

参事生課長　　窓はあります。

- 大萱委員 その部分しか光が入らないということで、もう少しその窓を増やしてもよいのではないか。
- 参事生課長 列車のダイヤグラムのようなものもイメージしています。亀山城の石垣等も含めたデザインにしています。下の方にも窓はあります。椅子を組み込み部分には窓を入れてありますので一定の明るさはあると思います。その先の親子スペースの部分も窓がありますし、その上も窓が開いています。自然光は入ってきます
- 大萱委員 全体的に光が降り注いだ方がよいのではないか、暗くないのかと思った。
- 参事生課長 テラス部分は全面窓になっていますので暗くなってしまうほどではないと思います。
- 大萱委員 一番上の高いところも光を入れた方がよいのではないか。
- 教育長 南側の窓にしても自然光を全面入れるというところはないと思う。
- 参事生課長 できるだけ直接の光は避けたいのです。本が焼けてしまいますので。
- 大萱委員 西日は入ってこないのか。
- 参事生課長 入ってきません。
- 大萱委員 西日は入ってこないのよいのではないのか。
- 参事生課長 大体どこでもブラインドをしています。
- 教育長 むしろ中の照明で明るさは調整されます。
- 参事生課長 窓についてはそれなりに数がありますので、薄暗くなるような状況ではないと思います。
- 大萱委員 3階は全面窓だと思うが本に悪くないのか。
- 参事生課長 時間帯によってはブラインドを下ろしておくということになります。先ほどの建物全体的なものとして、できるだけ開放的なものを作りたいという部分と、子どものスペースは隠れ家的なイメージの部分を残すという意味もあり、そのコントラストを考えた中で、壁を使ったフロアにしてあるということです。
- 大萱委員 設計会社もこのようなことを考えながら作っているということですね。
- 参事生課長 全部を窓にしてしまうことも不可能ではありませんが、建物として非常に単調なものになってしまいます。

教育長 1点だけ確認だが、地下駐車場の障害者向け駐車場が1台だけだがよいのか。

参事生課長 その問題につきましては、先日、地域の自立支援団体の協議会で説明させていただいた中で、法的には1台でよいのですが、どうするのかというご意見をいただきました。駅前グループにも確認させていただきましたが、バリアフリーの駐車場として明確にお示しするところにつきましてはこの図示した部分となりますが、その隣の部分に広いスペースがありますのでそこを思いやり駐車場として看板等を設置し明示することにより同じ使い方が出来るようにすることを想定しているということです。実質、エレベーターホールの所に2台分確保できるということであれば概ねよいのではないかと考えています。

教育長 ほかに質問はよろしいでしょうか。どうしても気になることがあれば事務局へお願いします。

教育長 協議事項2「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）について」説明を求める。

参事生課長 （資料に基づき説明）

教育長 管理運営の基本的な方針として、資料2の特に8についての結論である。根幹的な部分については直営で行い、必ずしもそうでないものについては、サービス性や専門性の向上の点で民間の委託業者を使って併用していくという案を整理したものです。質問、ご意見がありましたらお願いします。

大萱委員 資料2の8で、直営と一部業務の外部委託ということで、運営や基本方針や企画は行政の方で行っていき、管理業務等は外部委託を導入するものとするとのことで、ほとんど日ごろの業務が外部委託となる気がするのだが、司書や館長等を何名配置する等の人的配置はどのように行っていくのか。現状と比べどのように変化するのか。

参事生課長 まず、館として資料に示しましたが、開館時間が変わるということ、そしてフロアが分かれますのでそのフロアごとに一定の人数がいりますし、蔵書数も増えますのでバックヤードの仕事をする人数も必要となります。現状と比べて大幅に増員をする必要があることは想定しています。しかし、どれだけの人数が必要かと

ということは、方針を定めいただいたところで更に詳細に細分化した業務の洗い出しを行っていきます。そのうえで、業務の中にはどのような職種の人が必要なのかが見えてくると思います。それらを積み重ねた結果、具体的に必要な人数、職種がはじき出せると思いますので、今の方向性に基づいた細かな業務の洗い出しが人数を割り出すための基準になると思います。それに基づいて、具体的にどのような職種が何人必要かと考えていきます。明らかに人数は必要となると思います。

教育長 整備基本計画には想定される職員数は掲げられていますのでそこから大きく変わることはないです。つまり現在10人であれば約3倍になるということです。開館時間が大幅に伸びるため、シフト制を組まなければならない。

大萱委員 資料の1から6というのは以前見せていただいたが、開館時間についてだが、閉館する時間は平日、土日で変えないということだが、にぎわい等のことを考えると、完全休館ではなく、一部入れるようにしておくことが外部委託にすれば対応できる可能性が出てくるのではないかと思う。この先外部委託しようが、休みは休みとしてこの先開けないという方針なのか。

参事生課長 指定管理のようなあり方ですと、その引き受ける民間業者がそのようなことが出来ますという強みを出してくることはあり得るとは思いますが、先ほど申しましたとおり、基本としては直営というものがありますので、休館日を設けないと様々な館内のメンテナンスも含めて無理があります。休館日を設けないと職員のやりくりも出来ないと思いますので休館日は設けていきたいと考えています。

大萱委員 人の動きを変える視点が必要であるといったことが書かれているので、そのようなことを考えると、先ほどの休まないといけなという理由は分かるのだが、人を集めるということを考えていった方がよいのではないかと思った。

参事生課長 そのあたりの視点も含めて設計案の1階部分で、休館日及び閉館後も開けておくエリアをお示ししています。多目的室を開けるようにしたのはまさににぎわいづくりというものです。図書館の休館日であっても行えるという部分です。その点で言うと、企画制度設計については直営で行っていきませんが、イベント開催等に

については業者にしてもらうことは可能だと思っておりますので、そのようなことを組み合わせながら、休館日だから閑散とするような状況を生み出さないような配慮は出来ると思います。

大萱委員
教育長
宮村委員

多目的室で何かやっていくことが出来るということですね。
ほかにありますか。

大萱委員とよく似た考えだが、にぎわい空間の創出の役割を図書館が受け持っているが、市が考える駅前のにぎわいと図書館の利用者が持つにぎわいとは若干異質だという思いもある。少なくとも図書館が駅前のにぎわいの一翼を担うのであって全てを担うのではないと思う。現在の状況では商業施設もいまだに決まらない、まだ決まらなくてもいいという意見もあるが、ややもするとにぎわい空間すべての責任を図書館が負うような感じとなってきている。そのような中で管理運営をどうするのかとなると、大きな狙い、目指すものを指定管理等で任せるのは非常に難しい。にぎわい空間の創出という部分を行政が受け持ちつつ、直営プラス民間委託するというのが安心感もあるし、当面そのような方向がよいのではないかと思う。いかにそこに携わる職員がモチベーションを高くやっていけるかの仕組み作りが大切だと思う。先ほどの話の中で、開館時間も9時から20時までで土日も同じとのことだが、にぎわい空間づくりを担った図書館としては必要だと思うが、現実の駅前の土日というのはどうなのか分からないが、土日も差異を設けずというのは、働き方改革の面、そして大事なコストという面から、あまりとらわれすぎず、柔軟に対応する方がよい気がしている。あと、質問なのだが、展示交流エリアというのは図書館利用者でない色々な人がいらっしゃる訳ですが、保守管理とか空調関係についてはどうしていくのか参考までに教えてほしい。

参事生課長

まず、展示休憩スペースにつきましては、フリースペース的な要素と、現在地域で行われている活動やイベント等の情報発信が出来るような場を想定しておりますので、図書館休館日でもオープンにしておくべきスペースではないかと思っております。もう1つは前半の土日のお話ですが、現時点では駅に滞留する要素のものはありませんのでほとんど駅前は閑散としています。そのような中で、人の動きを変えていくという意味では滞留場所があるとい

うのは大変意味があると思っていますので、展示休憩スペースというのは有効に使っていただけるスペースだと思います。電気代等の管理運営に係る経費は必要になってくると思います。ここを職員が行うか、また、閉館後一定の時間及び休館日については管理委託することもありますので、一定の経費がかかってくることは想定しています。

宮村委員 理想は高く、現実には柔軟にというのが必要になってくるかもしれません。それを念頭に置き進めて行っていただきたい。

太田委員 外部委託以外は難しいと思うのでよいと思うのだが、現在の人数でも会議等集まる際にも調整されている中で、先ほどの話では30人とのことで、人数が増えると職員だけでも調整やコミュニケーションが大変になると思うし、外部が入ってくるとまた大変でしょうが、みんなと意識を共有することが基本的に大事だと思う。外部委託になったら意識のずれが生じたということではいけないと思うので、その部分をよく考えて運営していただきたい。1つだけ、資料3の34番だが、日本工業規格は日本産業規格に変わったので資料を出されるのであれば訂正した方がよいと思います。

参事生課長 整備推進計画でお示ししたものを一旦転記しています。改めて提出する場合には訂正させていただきます。

教育長 他に質問はありますか。まだ、基本的な方針案ですので、教育行政一般方針の中でも触れているが、市民読書活動計画を作成していく中で、様々な詳細なことを決めていかなければならないのでよろしくをお願いします。

9. 閉会

午前11時35分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

4 番委員

1 番委員